

一般・特別定期健康診断（本部、神戸・単価契約）仕様書

1 契約件名

一般・特別定期健康診断（本部、神戸・単価契約）

2 目的

本件は、第五管区海上保安本部（神戸海上保安部、西宮海上保安署を含む）の職員を対象として、海上保安庁健康安全管理規則第14条及び第15条に定められた一般・特別定期健康診断を受診させ、健康安全の保持に努めることを目的とする。

3 実施場所

請負医療機関

ただし、次のいずれかの条件を満たす医療機関とする。

- ① 神戸第2地方合同庁舎から概ね2キロメートル以内の検診施設があること。
- ② 上記①以外の場合、検診車等の駐車場所の確保、神戸第2地方合同庁舎会議室等に健康診断に必要な器材等準備し搬入が可能であること。

4 検査項目及び受診予定者数

海上保安庁健康安全管理規則に準じた検査項目及び受診予定者数は別紙1、2のとおりとする。

なお、受診予定者数は業務の都合等により変更する場合がある。

5 実施時期

契約日の翌日から平成28年3月16日（水）までの間で別途交付する健康診断指示書により指定する期間

6 診断結果の報告及び請求書の提出時期

請負者所定の様式を使用し、上記5項目により指定した期間が終了したのち、速やかに提出すること。なお、特別定期健康診断の結果報告については、別途指定する様式により報告すること。

※診断結果の最終提出期限は平成28年3月16日（水）

7 履行期限

平成28年3月16日（水）

8 検査・監督

請負期間中、第五管区海上保安本部総務部厚生課長及び神戸海上保安部管理課長は、本仕様書に基づき適宜検査を行う。

9 支払い

健康診断指示書より指定した期間毎に実施した分を取りまとめ、支払いを行う。

10 秘密の保持

- ① 本業務で知り得た情報は、契約の目的のために限定して使用すること。
- ② 本業務で知り得た情報の秘密は、契約期間中はもとより、その契約終了以降についても保持すること。
- ③ 第五管区海上保安本部の許可なく、提供するデータ及び資料の複写や複製を行わないこと。
- ④ データ漏洩等の事故が発生した場合は、直ちに書面にて発生状況を報告すること。

11 その他

- ① 当事務所にて緊急の業務が発生した場合、健康診断を中止・中断する場合がある。この場合、担当者と別途受診日の調整を行うものとする。
- ② 本件において必要な器材等は請負者にて用意すること。
- ③ 本件は検査職員の合格をもって完了とする。
- ④ 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度担当官と協議することとし、担当者の指示に従うこと。
 - ・ 第五管区海上保安本部職員分にかかる連絡先
第五管区海上保安本部総務部厚生課厚生係
078-391-6556 内線2153
 - ・ 神戸海上保安部及び西宮海上保安署職員分にかかる連絡先
神戸海上保安部管理課総務係
078-331-8440 内線3733
- ⑤ 請負者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、再委託承諾申請書（様式1）を提出し、承諾を得ること。ただし、当庁が本仕様書において指定しているもの及び軽微な業務を再委託する場合は、この限りでない。

検査項目及び受診予定人員（一般定期健康診断）

	（予定人数）
1 一般測定 （問診、自覚症状、身長、体重、腹囲、肥満度（BMI）、視力、血圧、聴力）	206名
2 尿検査 （蛋白、糖、ウロビリノーゲン、潜血）	206名
3 胸部エックス線間接撮影 （間接撮影が不可能な場合は直接撮影に替える事ができる）	104名
胸部エックス線直接撮影	102名
4 血液化学検査 （中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール）	102名
5 血糖検査 （空腹時血糖、ヘモグロビンA1c）	102名
6 貧血検査 （赤血球、血色素量、ヘマトクリット、血小板数）	102名
7 肝機能検査 （GOT, GPT, γ -GTP）	102名
8 心電図検査 （12誘導）	102名
9 便潜血反応検査 （2回法）	96名
10 C型肝炎抗体検査	18名
11 胃部エックス線間接撮影	94名
12 子宮がん細胞検査	8名
13 乳がん超音波検査	3名
14 喀痰細胞診検査	40名

検査項目及び受診予定人員（特別定期健康診断）

		（予定人数）
1	著しい騒音等を発する場所における業務 （自覚症状、オーディオメーターによる聴力検査）	1 2 名
2	深夜業務 （自覚症状、血圧、尿検査）	1 1 7 名
3	鉛健康診断 （業務歴、尿（デルタアミノレブリン酸）、血液（鉛）検査）	1 名
4	有害液体物質取り扱い業務 （自覚症状、血液（抹消血液一般）、尿検査）	2 名
5	V D T 取り扱い業務 （基本健診、遠用視力、近用視力、眼筋機能検査、 調整力検査）	1 3 6 名
6	精密眼圧検査 （V D T 健診の結果、医師が必要と認めるとき）	5 名

再委託（変更等）承諾申請書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
第五管区海上保安本部長 殿

請負者 住所
氏名 印

平成 年 月 日付け契約の「 契約（平成 年度 第 号）」
（契約金額（税込み） 円）に関して、下記のとおり申請するので、手続き
方お願いします。

記

- 再委託の（変更等）承諾を申請する相手方の名称、住所、業務及びその範囲、必要性、
業務の契約（予定）金額（総計）
別紙「履行体制に関する書面」のとおり
- 再委託の（変更等）承諾を申請する業務の契約金額の根拠 [該当する項目に○を付す]
 - 業務の再委託に関し、当該業務の履行（予定）者から、入札書・見積書を徴収した
結果（この場合、その「写し」を添付）
 - 継続的な履行関係が存在する（この場合、その証明書（契約書、協定書）の「写し」
を添付）
 - その他（平成 年 月 日付け提出した参考見積書等のとおり。）
- その他特記事項

平成 年 月 日

請負者氏名

殿

平成 年 月 日付けで申請のあった上記については、承諾したので、その旨通知する。
なお、承諾内容等に変更等が生じる場合は、あらかじめ協議すること。
また、当該承諾内容等の履行については、次のことを承諾の条件とする。

- 請負者は、再委託の相手方に対し業務の適正な履行を求めること。
- 請負者は、再委託業務に係る契約書、請求書、領収書などの書類を提出させた場合は、
適切に保管し、事後において履行の確認ができるように徹底すること。
- 負者は、注文者（支出負担行為担当官等）からの求めに応じ、②の書類の写しを提出す
ること。

支出負担行為担当官
第五管区海上保安本部 ○○ ○○ 印